

## 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に 伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに対する 意見募集の結果について

令和 2 年 1 月 1 5 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 経緯

令和元年 10 月 30 日の第 39 回原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正に対する意見公募手続の実施が了承され、本年 10 月 31 日から 11 月 29 日まで、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した。

### 2. 意見募集の実施結果等

(1) 意見募集対象：東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正案

(2) 実施結果等

- ① 意見募集の期間：令和元年 10 月 31 日から 11 月 29 日まで（30 日間）
- ② 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び F A X
- ③ 御意見数：3 件<sup>※</sup>

提出意見及びこれに対する考え方は、別紙 1 のとおりとしたい。

### 3. 規則及び告示の改正

2. を踏まえ、別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 の案のとおり規則及び告示について決定いただきたい。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとしたい。

### 4. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 5. 今後の予定

(1) 規則及び告示の公布

3. の決定後速やかに手続きを実施し、公布する。

(2) 福島第一原子力発電所における検査に係る具体的な事項への対応

福島第一原子力発電所における実施計画の遵守状況の検査や事業者による検査の具体的な運用等について、引き続き原子力規制庁において検討を行い、今年度中に改めて原子力規制委員会に諮ることとする。

<sup>※</sup>御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙 1 のとおり 15 件。

## 6. 添付資料

- ・別紙 1 提出意見とこれに対する考え方（案）
- ・別紙 2－1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）
- ・別紙 2－2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（案）

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）  
についての御意見

番号	提 出 意 見（原文ママ）	考 え 方
1	別表の2ページの改正後欄の第2条第2項第11号ロの「事業所内」は「事業所」のほうがよいと思います。同28ページの改正後欄の第16条の見出しの変更内容と同様に。	御指摘の表現については、技術基準規則等を参考に、後ろに「その周辺」が続くものについては「～内」を規定すると整理したものですので、原案のとおりとします。
2	別表の4ページの改正後欄の第1号イについて：「イ」に付されている二重傍線は傍線とすべきでは？ 第2条第1号に該当するものであるから。（表記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときにあたるものの表記部分以外も改正前欄及び改正後欄で異なり単なる規定の移動ではないので第2条第3号に該当するものではないと思います。）	御指摘の二重傍線については、別表改正前欄第3条第1項第1号ニを改正後欄において同号イに移動するため、改正規則本文第3号に基づき付しているものですので、原案のとおりとします。
3	別表の14ページの改正後欄の「第6条から第8条まで 削除」は、「第6条 削除」、「第7条 削除」、「第8条 削除」に変更するのではないという理解でよろしいか。	御理解のとおりです。なお、改正後は「第6条から第8条まで 削除」との規定になります。
4	第13条の2「設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置」について、第1項第1号ロにおいて「消防吏員への通報に関すること。」を規定しているが、消防吏員への通報としている理由が不明である。 火災の通報については、消防法（昭和23年法律第186号）第24条第1項において「火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。」と規定し、市町村長の指定する場所については、火災予防条例等において、消防本部、消防出張所等消防機関を指定（一部町村役場等を指定している例あり）している。 消防法施行令第23条（昭和36年政令第37号）及び消防施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条においても「消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」を規定しており、消防に関する法令では火災を通報する場所として消防機関を「規定している。また、消防吏員以外の職員が勤務している消防機関もあることから、火災の通報を「消防吏員」とする特別な理由、根拠がないのであれば「消防機関への通報に関すること。」とすべきである。	「消防吏員への通報」と「消防機関への通報」では、実質的には同様の内容を表すものの、例えば実用炉則第135条（福島第一原子力発電所にも適用）において、原子炉等規制法第64条に基づき発電用原子炉設置者がとるべき応急の措置として、「発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること」と定めており、これらの規定との整合をとるため、原案のように規定しております。
5	表の25ページの改正後欄の第14条第5号の「従業者」と同第6号の「従業員」との違いは何か？	「従業員」は誤記ですので、「従業者」に修正いたします。
6	1F規則に規定される輸入溶接検査の対象について、確認したい。 第26条で定める国産品の溶接検査の規定※1と、第29条で定める輸入溶接検査の規定※2を比較すると、国産品の溶接検査は、施設区分3放射能濃	輸入溶接検査については、従来から、1F規則第26条において掲げる溶接検査の対象と同等の範囲の発電用原子炉施設を対象として、検査を実施しております。

<p>度、最高使用圧力、口径（管の場合）で対象が区分されるが、輸入溶接検査については、第26条で除外されていることから、これらの条件による対象の区分がなく、輸入した「溶接したもの」の全てが輸入溶接検査の対象と読める。</p> <p>炉規制法第43条の3の13第1項の規定からも溶接検査と輸入溶接検査の対象は同一であることから、不整合が生じている。</p> <p>以上のことから、輸入溶接検査の対象（第29条第1項）は、「溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したもののうち、第26条に掲げるものの当該溶接について行うもの」とすべきではないか。</p> <p>※1：1F規則第26条（溶接検査を受ける発電用原子炉施設） 「第18条の2第1項第1号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。」（以下、省略）</p> <p>※2：1F規則第29条（輸入溶接検査の申請） 「第18条の2第1項第1号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行うもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。」（以下、省略）</p> <p>以上</p>	<p>1F規則における輸入溶接検査の対象をより明確にするため、御指摘を踏まえ、1F規則第29条を修正することとします。</p>
---	---

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（案）についての御意見

番号	提 出 意 見（原文ママ）	考 え 方
1	第2条第2号に該当するものは別表に記載がないのではないかと？	別表第14条第1号及び第2号が該当します。
2	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第1号、第2号の「運搬する物」と、同条の見出しの「運搬物」との違いは、何か？	<p>別表改正後欄第13条の4見出しの「運搬物」は、規則第14条の2第1項第4号に規定する運搬物です。一方で、「運搬する物」は、運搬物並びに運搬機器（車両及びコンテナを除く。）を指しております。</p> <p>なお、別表改正後欄第13条の4及び第13条の7の規定中で、コンテナ及び運搬機器についてそれぞれの用語の定義を定めず使用していたため、別表改正後欄第13条の4中に必要な定義を追記することとします。</p>
3	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第5号、第6号の「コンテナ」は、同条第1号、第2号の「運搬する物」には当たらないと理解してよろしいか？	御理解のとおりです。
4	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第3号、第4号の「車両」について： これ以外の運搬機器についての線量当量率は規定しないのか？	線量当量率については、別表改正後欄第13条の4第5号及び第6号においてコンテナについて、また、同条第1号及び第2号において車両及びコンテナ以外の運搬機器並びに運搬物について、それぞれ定めております。
5	別表の4ページの改正後欄の第13条の7の「規則第十四条の二第二項」は「規則第十四条の二第二項ロ」と記載すべきところでは？	<p>別表改正後欄第13条の7は、「規則第十四条の二第二項」において規定する特別措置に係る申請書に関する規定であるため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御指摘の「規則第十四条の二第二項ロ」は、正確には「規則第十四条の二第一項第二号ロ」を指すものと思われます。</p>
6	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第4号「講ずることが著しく困難である措置」： 規則第14条の2第2項ロに規定されている「容器に封入して運搬すること」以外に想定しているものがあるのか？	<p>別表改正後欄第13条の7第4号は、規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる措置の全部又は一部を想定しております。</p> <p>なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。</p>

7	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第5号「運搬に使用する容器」：容器に封入しない場合の申請なのだから容器を使用しない場合が原則ではないのか？	別表改正後欄第13条の7は、規則第14条の2第2項に規定する規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる措置の一部又は全部を講ずることが著しく困難なときを想定しており、容器を使用しない場合のみを想定しているわけではありません。 なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。
8	別表の5ページの改正後欄の第14条第2号の「その他必要な物件」は「その他の必要な物件」としたほうがよいと思います。同第4号の「その他の必要な試料」と同様に。	「～、その他○○」は、前に掲げる事項と「その他○○」を並列的に規定するものであり、一方で、「～、その他の○○」は、「○○」が前に掲げる事項も包含するよう規定するものです。別表改正後欄第14条第2号におけるそれぞれの記載はいずれもこの考え方に基づき規定しているため、原案のとおりとします。
9	別表の6ページの改正後欄の第14条第3号の「その他関係者」は「その他の関係者」としたほうがよいと思います。同第4号の「その他の必要な試料」と同様に。	上記8で示した考え方を参照してください。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二**第一項**、第四十三条の三の二十六**第一項**及び第六十二条の三の規定に基づき、及び同法を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

~~第一条~~ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を、別表により改正する。~~この場合において、第二~~~~条~~ ~~前条の~~同表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律~~(平成二十九年法律第十五号)~~第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

### (経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下この条において「旧規則」という。)第三条第一項の規定により記録した同項の表の上欄に掲げる事項の保存については、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下この条にお

いて「新規則」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）本則に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）において発電用原子炉設置者が行う保安活動（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第 号。以下この項において「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。）については、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムを導入するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）第六十四条の三第二項による実施計画の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新規則第三条第一項の表第十号及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第十四条第三号の規定により選任されている運転責任者は、新規則第十四条第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。

4 この規則の施行の日の前日までに旧規則第三十四条第一項の規定に基づいてされた申請に係る施設定期

検査の実施については、なお従前の例による。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改正後	改正前
<p>(適用)</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三條の三の二十一、第四十三條の三の二十二、第四十三條の三の二十六及び第六十二條の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令(以下「令」という。))に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。)に関する事項については、法第六十四條の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。))の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第 号。以下「品質管理基準規則」という。)</p> <p>九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをい</p>	<p>(適用)</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三條の三の二十一、第四十三條の三の二十二及び第六十二條の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令(以下「令」という。))に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。)に関する事項については、法第六十四條の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。))の規定(第七十條から第七十二條、第七十四條及び第八十八條を除く。))にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

う。

十 「廃止措置対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、令において読み替えて適用する法第四十三条の三の三十四第二項の規定に基づき認可を受けた実施計画（法第六十四条の第二項に規定するもの）の実施計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた廃止措置に関する事項に係る廃止措置の対象となる施設ものをいう。

十一 「設計上考慮する事象」とは、次に掲げる事象であつて、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの設計において発生を考慮しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 発電用原子炉施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（記録）

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

一 発電用原子炉施設の施設管理	記録事項	記録すべき場合	保存期間
-----------------	------	---------	------

「号を加える。」

「号を加える。」

（記録）

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

一 発電用原子炉施設の保守管理	記録事項	記録すべき場合	保存期間
-----------------	------	---------	------

〔第十二条に規定するもの施設管理をいう。以下この表において同じ。〕に係る記録

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

記録

イ 法第四十三条の三の十一

検査の都度

第一項の規定

同一事項に関する次の検査の時までの期間

による検査の結果

ロ 法第四十三条の三の十五

検査の都度

の規定による検査の結果

同一事項に関する次の検査の時までの期間

ハ 第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電原子炉施設（以下「廃

設（以下「廃設）」を指す。）を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。

巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間

ハ 第十二条第七号の規定による検査の結果	ロ 第十二条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者 の氏名	イ 第十二条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の 都度	「略」	検査の都度	施設管理を実施した 発電用原子炉施設の 解体又は廃棄をした 後五年が経過するま での期間	評価を実施した発電 用原子炉施設の施設 管理方針、施設管理 目標又は施設管理実 施計画の改定までの 期間	検査を実施した発電 用原子炉施設の存続 する期間（燃料体に ついては当該燃料体
「加える。」	ホ 第十二条第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	ニ 第十二条第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の 都度	「同上」	「加える。」	保守管理を実施した 発電用原子炉施設を 解体又は廃棄した後 五年が経過するま での期間	評価を実施した発電 用原子炉施設の保守 管理に関する方針、 保守管理の目標又は 保守管理の実施に関 する計画の改定ま での期間	「加える。」

<p>「削る。」</p>	<p>二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）</p>	<p>二〇 第十二条第八号の規定による検査の結果</p>
<p>「削る。」</p>		<p>検査の都度</p>
<p>「削る。」</p>		<p>に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）</p> <p>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間）</p>
<p>イ 発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発</p>	<p>二 運転記録（法の第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>「加える。」</p>
<p>連続して</p>		<p>「加える。」</p>
<p>十年間</p>		<p>「加える。」</p>

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

「削る。」  
「

㉑ 再結合装置

㉒ 制御材（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の位置

㉓ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量

電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。（以下同じ。）を除く。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度

運転中一時間ごと

運転中一時間ごと

運転中一時間ごと

一年間

一年間

十年間

イ   後及び運 の電転開 用停始 原止前	「削る。」 「」	「削る。」 「」	
「略」	「削る。」 「」	「削る。」 「」	
「略」	「削る。」 「」	「削る。」 「」	
ト   後及び運 の電転開 用停始 原止前	ヘ   発電用原子 炉（一号炉、 二号炉、三号 炉及び四号炉 を除く。）内 における燃料 体の配置	ホ   発電用原子 炉（一号炉、 二号炉、三号 炉及び四号炉 を除く。）に 使用している 冷却材及び減 速材（流体の ものに限る。 ）の純度並び にこれらの毎 日の補給量	（一号炉、二 号炉、三号炉 及び四号炉に 係るものを除 く。）内の温 度
「同上」	配置又は配置替え の都度	毎日一回	一年間
「同上」	取出後十年間		

子炉施設の点 検の結果	「削る。」	ロ   「略」	ハ   運転管理責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	ニ   原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所
	「削る。」	「略」	交代の都度	「略」
	「削る。」	「略」	「略」	「略」
子炉施設の点 検	発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）の運転開始、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時	リ   「同上」	ヌ   運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	ル   原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力
	その都度	「同上」	運転開始及び交代の都度	「同上」
	一年間	「同上」	「同上」	「同上」

原子炉施設に係る四号炉、五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ハ	ケ	第十四条第五号口の運転上の制限に関する点検及び運転上の制限
	略	略	略	略	略	略	略	略	その都度
	略	略	略	略	略	略	略	略	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
発電所原子炉施設に係る五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	ケ	カ	コ	ク	ケ	ネ	カ	ツ	「加える。」
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	「加える。」
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	「加える。」

からの逸脱があつた場合に講じた措置	三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）	「イ」チ 略	四 「略」	五 放射線管理記録	イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設
		「略」	「略」		毎日一回。
		「略」	「略」		「略」
	三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	「イ」チ 同上	四 「同上」	五 放射線管理記録	イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設
		「同上」	「同上」		毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設
		「同上」	「同上」		「同上」

ける必要があるもの（廃止措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

ロ 使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉をいう。以下同じ。）並びに廃止

毎日一回。ただし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。

「略」

ける必要があるもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）の使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに同

に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。

「同上」

措置対象施設に係るものを除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等(一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。)の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	「ハ」ヲ 略」	「六」ハ 略」	九 廃止措置記録	イ 「略」
	「略」	「略」		廃止措置対象施設に係る工事の各工程の終了の都度
	「略」	「略」		「略」
項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等(一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。)の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	「ハ」ヲ 同上」	「六」ハ 同上」	九 廃止措置記録	イ 「同上」
	「同上」	「同上」		法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度
	「同上」	「同上」		「同上」

ロ イに規定する工事の対象となる廃止措置対象施設から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名

十 品質管理基準  
規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

ロ イに規定する工事の対象となる発電用原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名

十 第五条の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>記録（他の号に掲げるものを除く。）</p> <p>十一 「略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>「削る。」</p>
<p>十二 「略」</p>	<p>「削る。」</p>

〔2～5 略〕

6 第一項の表第五号又及びル、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第九條から第十六條までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

<p>十一 「同上」</p> <p>十二 法第四十三條の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果</p> <p>十三 「同上」</p>	<p>評価の都度</p>	<p>第六項に定める期間</p>
<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>

〔2～5 同上〕

6 第一項の表第五号又及びル、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九條から第十六條まで並びに実用炉規則第八十八條に規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(保安活動の実施)

第六条 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
  - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「個別業務実施計画」という。）を策定すること。
  - ロ 個別業務の実施は、個別業務実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
  - ハ 個別業務実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
  - ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、個別業務実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
  - 三 個別業務が個別業務実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
  - 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
  - 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

(保安活動の改善)

第七条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（

第十一條

削除

以下「是正処置」という。）に関する手順（第十八条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 実用炉規則第七十四条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書を定め、これらを遵守しなければならない。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第十一條 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保安に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設 次に掲げる施設及び設備

イ 燃料体又は燃料体であったものの崩壊熱を安全に除去するための設備

ロ 燃料体又は燃料体であったものを未臨界に維持するため

(発電用原子炉施設の施設管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この条及び第十七条の二第二項第一号において「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

「号を削る。」

の設備

- ハ 燃料体又は燃料体であったものが未臨界に維持されていることを確認するための設備
  - ニ 電源、放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物管理設備
  - ホ その他保安上必要な施設及び設備
  - 二 五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設 次に掲げる施設及び設備
    - イ 原子炉冷却系統施設
    - ロ 制御材駆動設備
    - ハ 電源、給排水及び排気施設
    - ニ その他保安上必要な施設及び設備
- 2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十

二 前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

三 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処

四 第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

ロ 「号の細分を加える。」  
「号の細分を加える。」

ハ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際にを行う保安の確保のための措置に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並

置を含む。)に関すること。

- チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。  
四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間  
ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

- 五 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

- 六 発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

- 七 発電用原子炉施設について設置又は変更の工事（発電用原子炉施設のうち溶接をするものの溶接を含む。以下同じ。）をした場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設に係る工事が実施計画に従って行われたものであること。  
ロ 当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであること。

- 八 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

- 九 毎年度一回、前号に規定する検査の計画及び実施状況につ

びに予防処置に関すること。

- へ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。  
五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間  
ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

- 七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

いて原子力規制委員会に報告すること。

(設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)

第十三条

法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電

用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に関して、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に関することを含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第十三条

削除

（設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）」

「条を削る。」第十三条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に關して、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に關する措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合は、おいては、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に關する計画（次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に關することを含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に關すること。

ロ 消防吏員への通報に關すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に關すること。

ニ 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前各号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）」

第十三条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に關する措置を講ずること。

五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

「条を削る。」

「条を削る。」

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

- 第十三条の三 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  - 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
  - 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に關する措置を講ずること。
  - 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
  - 六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)が発生した場合における発電

- 
- 用原子炉施設（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三條の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  - 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
  - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
  - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
  - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
    - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
    - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
    - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
  - 六 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発
-

「条を削る。」

電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の五 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- 一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

「一・二 略」

三 前号の構成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したもののの中から選任すること。

「号を削る。」

四 前号に定めるもののほか、運転管理責任者に関し必要な事

における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したもののの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項

項は、原子力規制委員会が告示で定める。

五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉施設の運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）**及び並びに**その確認の方法及び**確認の時期又は実施頻度又は時期**に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

〔号を削る。〕

六 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の**従業者**に守らせること。

七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

〔号を削る。〕

は、原子力規制委員会が告示で定める。

六 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

七 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを**運転員**に守らせること。

九 運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、**同条**第六号に掲げるときを除く。

十 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講

「号を削る。」

(工場又は事業所において行われる運搬)

第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次に掲げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置)を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以

ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

十一 発電用原子炉施設の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

「条を加える。」

上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積

込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

2 「一〇五 略」

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

2 「一〇五 同上」

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置)を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十五 略」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、複数の発電用原子炉について兼任することを妨げない。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 略」

3 法第四十三条の三の二十六第二項において読み替えて準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(事故故障等の報告)

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

「一・二 略」

(工場又は事業所内において行われる廃棄)

第十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める方法によることができる。

「一〇十五 同上」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉については兼任することを妨げない。

2 「同上」

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 同上」

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(事故故障等の報告)

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

「一・二 同上」



五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかつたとき。

六 [略]

七 [略]

八 [略]

九 [略]

十 [略]

十一 [略]

十二 [略]

十三 [略]

十四 [略]

「号を削る。」

十五 [略]

(実施計画検査)

第十八条の二 法第六十四条の三第七項の検査（以下「実施計画

六 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかつたとき。

七 [同上]

八 [同上]

九 [同上]

十 [同上]

十一 [同上]

十二 [同上]

十三 [同上]

十四 [同上]

十五 [同上]

十六 挿入若しくは引抜き操作を現に行っていない制御棒（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が当初の管理位置（実施計画に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜き操作を現に行っていないもの（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。た

十七 [同上]

「条を加える。」

検査」という。)は、次に定めるところにより行う。

一 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前に、当該発電用原子炉施設を使用しようとする者の申請を受けて、その工事及び性能について検査を行うこと。

二 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。

三 保安のための措置の実施状況について検査を行うこと。

四 特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について検査を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、発電用原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかを確認するために必要な検査を行うこと。

2 実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

(使用前検査の申請)

第十九条 前条第一項第一号の検査(第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

(使用前検査実施要領書)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定める

(使用前検査の申請)

第十九条 使用前検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の工事(第二十六条第一項に規定する発電用原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

(使用前検査実施要領書)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十条第一項の表の下欄に掲げる検査事項の使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を

ものとする。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接を除く。)について行うもの(以下「溶接検査」という。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一七 略」

(溶接検査の実施)

第二十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。

一 「略」

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届けて発電用原子炉施設として使用する場合

イ ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項又は同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

ロ 同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。)をいう。以下「同」)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一七 同上」

(溶接検査の実施)

第二十八条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届けて発電用原子炉施設として使用する場合

イ ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する場合を含む。)

ロ 同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)

第五十六条の木の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 「略」

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるものであって輸入したものの当該溶接について行うもの(以下「輸入溶接検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 四 略」  
「2 4 略」

第三十四条から第四十一条まで 削除

たもの

三 「同上」

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 輸入溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 四 同上」  
「2 4 同上」

(施設定期検査の申請)

第三十四条 施設定期検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該発電用原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号
  - 四 施設定期検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請には、施設定期検査に関する放射線管理を説明する書類を添えて提出しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合に

は、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二 放射性廃棄物の廃棄施設

三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、施設定期検査を受けることを要しない。

一 使用の状況から一年以内ごとに一回、施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けべき時期を定めて承認したとき。

4 前項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称又は住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種別及び施設番号
- 四 直近の施設定期検査が終了した年月日
- 五 施設定期検査開始希望年月日
- 六 施設定期検査を行う時期を変更しなければならない理由
- 5 前項の申請書には、使用の状況を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第三十六条 削除

(施設定期検査実施要領書)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十八条 削除

(施設定期検査終了証)

第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

(身分を示す証明書)  
 第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第六十  
 一条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式に  
 よるものとする。

別記様式 (第42条関係)  
 (表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64 条の3第8項において準用する同法第61条の2の2第4項の規 定による
身 分 証 明 書
職名及び氏名
写
押 出 スタンプ
年 年 月 月 日 日 交 交 付 付

2 前項に掲げるもののほか、保安検査は、実施計画による保安  
 のための措置の適正な実施を確保するため必要があると認める  
 ときに行うものとする。  
 (特定核燃料物質の防護のための措置の実施についての検査)  
 第四十一条 法第六十四条の三第七項の検査のうち、特定核燃料  
 物質の防護のための措置に係る検査は、毎年一回行うものとす  
 る。

(身分を示す証明書)  
 第四十二条 法第六十四条の三第八項において準用する法第十二  
 条第七項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものと  
 する。

別記様式 (第42条関係)  
 (表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64 条の3第8項において準用する同法第12条第7項の規定による
身 分 証 明 書
職名及び氏名
写
押 出 スタンプ
年 年 月 月 日 日 交 交 付 付

真

原子力規制委員会 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

**第61条の2の2** (略)

2 (略)

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。)

4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 [略]

(裏 面)

**第64条の3** (略)

2～6 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われてい

真

原子力規制委員会 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

**第12条** (略)

2～5 (略)

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。)

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 [同左]

(裏 面)

**第64条の3** (略)

2～6 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われてい

るかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 ~~第61条の2~~第3項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第3項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

**第78条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
[割る。]

~~二十七の二~~ 第64条の3 第1項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

~~二十七の三~~ 第64条の3 第4項の規定による命令に違反した者

~~二十七の四~~ 第64条の3 第6項の規定による命令に違反した者

~~二十七の三~~ ~~二十七の四~~ 略

[割る。]

[割る。]

[割る。]

**第81条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規

るかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 ~~第12条第6項~~から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第64条の3第7項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

**第78条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 ~~第12条第6項~~（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

[加える。]

[加える。]

[加える。]

~~二十七の三~~ ~~二十七の四~~ 同左

~~二十七の二~~ 第64条の3 第1項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

~~二十七の三~~ 第64条の3 第4項の規定による命令に違反した者

~~二十七の四~~ 第64条の3 第6項の規定による命令に違反した者

[加える。]

定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

備考 表中の「」の記載は下記による。

○原子力規制委員会告示第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の三第八項において読み替えて準用する同法第六十一条の二の二第三項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十四条及び第十四条の二の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な

事項を定める告示の一部を改正する告示

~~(改正の対象となる告示の一部改正)~~

~~第十条~~ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を、別表により改正する。~~この~~  
~~場合において、~~ ~~第二条~~ ~~前条の~~同表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正に関する表（~~第十条関係~~）

改正後	改正前
<p>（外部放射線に係る線量等の算定）  <b>第九条</b> 「略」  <b>2</b> 「略」  <b>3</b> 等価線量は、次のとおりとする。  「一・二 略」  <b>三</b> <b>第五条</b>第一項<b>第四号</b>に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。  「4 5 6 略」</p> <p>（運転管理責任者に係る基準）  <b>第十条</b> 規則<b>第十四条</b>第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。  一 「略」  二 過去一年以内に発電用原子炉施設の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。  三 「略」  四 発電用原子炉施設に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。  イ 発電用原子炉施設の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。  「ロ 5 2 略」</p> <p><del>第十一条</del> <del>及び</del> <del>第十二条</del> <del>削除</del></p>	<p>（外部放射線に係る線量等の算定）  <b>第九条</b> 「同上」  <b>2</b> 「同上」  <b>3</b> 「同上」  「一・二 同上」  <b>三</b> <b>第六条</b>第一項<b>第四号</b>に規定する女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。  「4 5 6 同上」</p> <p>（運転責任者に係る基準）  <b>第十条</b> 規則<b>第十四条</b>第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。  一 「同上」  二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。  三 「同上」  四 発電用原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。  イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。  「ロ 5 2 同上」</p> <p>（基準に係る確認を受けようとする者の申請）  <b>第十一条</b> 規則<b>第十四条</b>第四号の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>

(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

**第十三条** 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)第三条第一号に定める $A_2$ 値の一万分の一とする。

2 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置は、次のとおりとする。

一 コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。

- 一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。
- 二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること(合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関することを含む)。
- 三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。
- 四 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること。

(基準に係る確認等)

**第十二条** 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

4 第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

(安全上重要な機器等)

**第十三条** 規則第十八条第四号の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、安全上重要な機器等を定める告示(平成十五年経済産業省告示第三百二十七号)に定める表の上欄第一号に掲げる型式及び設備について同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。

- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

~~第十三条の二 規則第十四条の二第一項第二号イの原子力規制委員会~~  
~~の定める限度は、一グラム当たり平成二十二年科学技術庁告示~~  
~~第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關~~  
~~する技術上の基準に係る細目等を定める告示）第三条第一号に~~  
~~定めるA<sub>2</sub>値の二分の一とする。~~

~~二 規則第十四条の二第十項第二号イの原子力規制委員会の定め~~  
~~る放射線障害防止のための措置は、次のとおりとする。~~

~~一 コンクリートその他の固型化材料によつて固型化すること~~  
~~等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。~~

~~二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。~~

~~三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるように~~  
~~すること。~~

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

~~第十三条の二~~ 規則第十四条の二第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬の日時及び経路
- 四 運搬に当たつて講ずる放射線障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る線量当量率）

「条を加える。」

「条を加える。」

第十三条の四三 規則第十四条の二第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬する物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬する物の表面から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面）における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナ（規則第十四条の二第一項第十号に規定するコンテナをいう。次号において同じ。）の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一米ートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

（危険物）

第十三条の四四 規則第十四条の二第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次のとおりとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、安全な運搬を損なうおそれのあるもの

「条を加える。」

「条を加える。」

(標識)

第十三条の木五 規則第十四条の二第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号)別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第十三条の木六 規則第十四条の二第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する物の種類、数量及び性状
- 三 運搬する物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器(規則第十四条の二第一項第四号に規定する運搬機器をいう。)の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第十三条の木七 規則第十四条の二第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に係る線量当量

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

率の算定)

第十三条の九八 第十三条の四三、第十三条の七六及び前条の線量当量率は、一センチメートル線量当量率として算定する。ただし、原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。

(検査を行う職員の権限)

第十四条 法第六十四条の三第八項において読み替えて準用する法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会が定める事項は、次のとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

「号を加える。」

(検査を行う職員の権限)

第十四条 法第六十四条の三第八項で準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会が定める事項は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 保安のための措置に係る部分の検査にあつては、次に掲げる事項

イ 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

ロ 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

ハ 従業者その他関係者に対する質問

ニ 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質に汚染された者その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること

二 特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査にあつては、次に掲げる事項

イ 事務所又は事業所への立入り

ロ 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

ハ 従業者その他関係者に対する質問

ニ 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること

「号を加える。」

「号を加える。」

